

みその認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、栃木県内で生産されるみそ、「米みそ」、「麦みそ」、「豆みそ」、「調合みそ」に適用する。

(定義)

第2 この基準において「みそ」とは、「食品表示法」(平成25年6月28日法律第70号)の食品表示基準別表第三「みそ」の定義に適合するものであること。

(品質及び品質表示)

第3 みその品質及び品質表示の基準は、「食品表示法」の食品表示基準等、食品の品質・表示に関する法令の規定に定めるもののほか、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	食品添加物以外の原材料	1 使用する米、大麦、大豆は栃木県内で生産されたもの 2 食塩
	食品添加物	酒精(エチルアルコール)以外のものを使用していないこと。

(関係法令の遵守)

第4 みその製造、表示にあたっては、第3に定めるほか、関係法令を遵守すること。

附 則

この基準は、平成12年 3月10日から適用する。

この基準は、平成12年 6月29日から適用する。

この基準は、平成14年 8月12日から適用する。

この基準は、平成22年 9月 1日から適用する。

この基準は、平成27年 4月 1日から適用する。